

《読替え表》 1988(昭和63)年度入学生～1991(平成3)年度入学生適用

2020年改正後 <特例用>



A.筆記試験科目	B.養成施設における法定教科目	C.本学設置科目
①社会福祉	社会福祉	社会福祉論
②子ども家庭福祉 ※免除されません	子ども家庭福祉	児童福祉論
	子ども家庭支援論	該当なし
③子どもの保健	子どもの保健	乳幼児保健学
	子どもの健康と安全	乳幼児保健学実習
④子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	乳幼児栄養学
⑤保育原理 ※免除されません	保育原理	保育原理
	乳児保育Ⅰ	該当なし
	乳児保育Ⅱ	「乳児保育Ⅰ」及び「乳児保育Ⅱ」
	子育て支援	該当なし
	障害児保育	障害児保育
⑥社会的養護	社会的養護Ⅰ	養護原理Ⅰ
	社会的養護Ⅱ	養護内容
⑦保育実習理論	保育内容総論	該当なし
	保育内容演習	保育内容(言語・社会・自然・健康・リズム遊戯・絵画制作) → 注意:()内の科目全て修得要
	保育内容の理解と方法	「ピアノ」及び「絵画・工芸Ⅰ」及び「体育運動方法(実技)」

注意:試験科目(A)毎に法定教科目(B)が2科目の場合は、2科目修得することで免除となる。

(例:『社会的養護』→“社会的養護Ⅰ”及び“社会的養護Ⅱ”を修得して免除となる)

※②⑤の試験科目については、本学設置科目が無い為、免除対象となりません。